

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 25 号

瀬戸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例 (昭和 38 年瀬戸市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 <省略></p> <p>2 から 6 まで <省略></p> <p>7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>及び <省略></p> <p>8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 <省略></p> <p>2 から 6 まで <省略></p> <p>7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>及び <省略></p> <p>8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項各号のいずれ</p>

短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9及び10 <省略>

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

から まで <省略>

職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

及び <省略>

12及び13 <省略>

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに

れかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9及び10 <省略>

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

から まで <省略>

職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

及び <省略>

12及び13 <省略>

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに

<p>該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15から17まで <省略></p>	<p>該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>15から17まで <省略></p>
---	---

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和42年瀬戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。ただし、その者が当該退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、当該退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第4項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>7 <省略></p>	<p>(退職手当)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。ただし、その者が当該退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、当該退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第4項の規定による退職手当を支給する。</p> <p>7 <省略></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) から適用する。

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の適用日前に瀬戸市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員 (同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。) であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第 13 条第 7 項及び第 8 項の規定の適用については、なお従前の例による。

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の適用日前に瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 15 条第 1 項の職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第 15 条第 6 項の規定の適用については、なお従前の例による。